

台東区避難行動要支援者名簿への登録のお知らせ

●避難行動要支援者とは？

災害が発生した時、自分の力で避難することが困難で、支援を必要とする**台東区に居住している**次の方が対象です。

(施設入所者や長期入院者を除く)

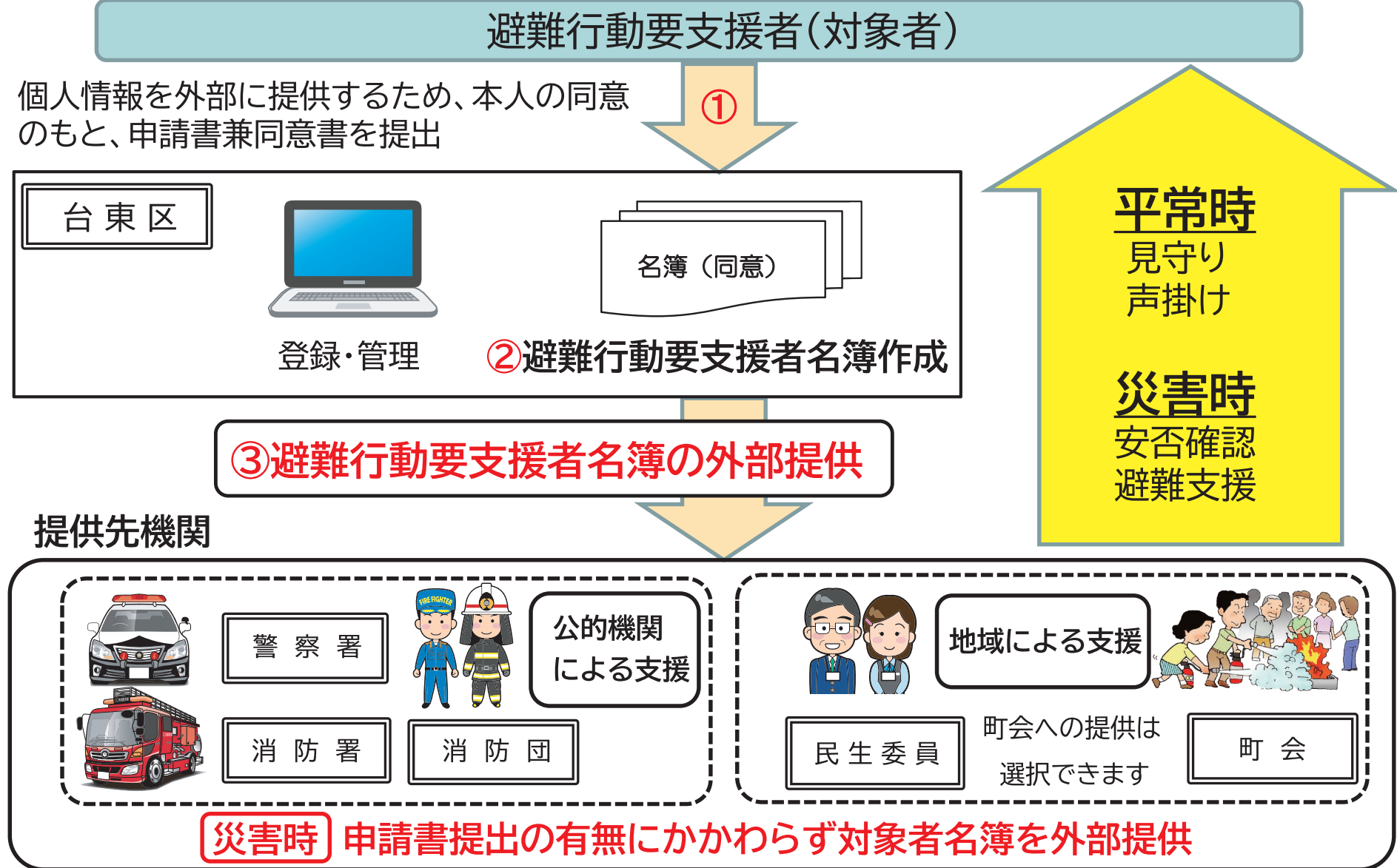
- ①75歳以上の一人暮らしの方
- ②75歳以上のみの世帯
- ③要介護3・4・5の認定を受けている方
- ④身体障害者手帳の総合等級1・2級かつ
下肢機能障害4級以上の方
- ⑤体幹機能障害3級以上の方
- ⑥移動機能障害3級以上の方
- ⑦1・2級視覚障害者の方
- ⑧2・3級聴覚障害者の方
- ⑨1・2・3度の愛の手帳所持者
- ⑩1・2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑪人工呼吸器を使用している方
- ⑫その他特に支援を必要とする方

●避難行動要支援者名簿について

区では災害対策基本法に基づき、上記の方々を対象に、本人(代理人)の申請書提出により**災害発生時の避難などの支援に活用する名簿(避難行動要支援者名簿)**を作成しています。

この名簿は警察や消防などの関係機関や地域の団体と共有し、日頃の見守り活動や、災害時の様々な支援につなげていくものです。

台東区では、左記①～⑫の方を避難行動要支援者と位置づけ、避難行動要支援者管理システムで対象者の管理を行っています。



～～名簿へ登載される方へのお願い～～

平常時からの支援として、町会や民生委員の方々に避難行動要支援者名簿を活用した要支援者の見守り等をお願いしておりますが、災害時には、地域の方も被害に遭う可能性があり、避難支援が十分にできないこともあります。

なお、区では、名簿登載者のうち、特に支援を必要とする方について、一人ひとりの避難計画である「個別支援計画」を作成しています。計画には、支援を直接行う避難支援者を記載しますが、日頃から、**地域の方々と良好な人間関係を築くよう努力して頂くことにより、避難支援者を見つけ易くなります。**

※ 避難支援者になってもらうための依頼は、本人やご家族にさせていただきます。

●個人情報の管理は？

申請登録された個人情報は、厳重に管理しています。また、外部に情報を提供する際は、提供先と協定を締結し、個人情報漏えい防止遵守を徹底しています。

●登録した避難行動要支援者名簿の提供先は？

地域による利用

- ①担当地域の民生委員 必ず提供します。
- ②町会(自主防災組織) 希望される方のみ提供します。

公的機関による利用

- ③所管の各警察署 ④所管の各消防署 ⑤担当地域の消防団

①②は災害時に安否確認や被害状況の確認、避難所などへの誘導など可能な支援を行います。また状況に応じて必要な支援が受けられるよう、公的機関(③④⑤)へ通報します。

●名簿の登録を希望するには？

申請書に必要事項を記入し、返信用封筒で郵送してください。
※申請書がお手元がない場合は、区役所10階危機・災害対策課にあります。

郵送の場合は 〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区役所 危機・災害対策課あて

※ 申請期限はありませんので、名簿への登録を希望するとき(必要になったとき)には、いつでも登録申請手続きが可能です。

●名簿に記載される内容は？

申請書に記入した内容を名簿に記載します。

大丈夫でしたか…？
一緒に避難しましょう

- ①氏名(ふりがな)
- ②生年月日(年齢)
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他連絡先(FAX番号、携帯番号、メールアドレスなど)
- ⑥避難支援等を必要とする事由



●登録した名簿はどのように活用されるのか？

平常時

避難行動要支援者の所在の確認ができるようになり、日頃の見守りや声掛けに活用します。



災害時

- 避難行動要支援者の安否確認や避難誘導
- 消防等による救出・救助活動
- 在宅避難している方へのお知らせ



などが円滑に行われるように活用します。

※ 名簿登録者のうち、要介護3以上の方、障害者手帳をお持ちの方など、特に支援を必要とする方について、各個人の災害時の避難に関する具体的な計画(個別支援計画)を作成していきます。

●ご不明な点がございましたら、お問い合わせください

台東区役所 危機・災害対策課 03(5246)1092

